

## 第2回海上の森保全活用計画検討委員会会議録要旨

日時 平成16年12月22日(水) 午前10時から12時まで

場所 愛知県三の丸庁舎6階 601会議室

出席者

委員

大竹勝委員、加藤倫教委員、木村光伸委員、佐藤正孝委員、  
篠田陽作委員、芹沢俊介委員

幹事

愛知県環境部自然環境課自然環境グループ主幹  
愛知県環境部自然環境課自然公園グループ課長補佐  
愛知県国際博推進局事業調整課環境調整グループ主幹  
愛知県農林水産部森林保全課海上の森整備グループ主幹

・開会

1 あいさつ(愛知県農林水産部松雄技監)

2 座長あいさつ(佐藤正孝座長)

3 議題

海上の森の保全の方向、具体的方策等について

**事務局**

・資料1「海上の森の保全の方向、具体的方策等について(たたき台)及び資料2「県民意見の募集結果について」について説明。

**委員**

・芹沢先生から大変丁寧な資料を出していただいたが、これぐらいのことを現状認識に書き込まないといけない。事務局案はあまりにもラフ過ぎる。

・我々の報告書は、どれ位のボリュームを考えているか。

・概ね、前の検討会議で粗方話題としては出たもので、話題として出たものをもう一段進めるには、具体的な提案を出さざるをえないだろう。

・1ページの基本的考え方に、保全と活用が一体となって取組を進めていくとあるが、具体的施策としては全く違うものが出てくる可能性が高い。

・非常に誤解を招くので、削除して別の図を書くなり、保全と活用の関係をもう一度議論しておく必要がある。

・県民、活動家の皆さんが調査に継続的に参加する仕組みを明示すべき。

・一番大きな問題は、地域住民の力を借りながらこの事業を進めつつ、かつ、広く県民の参加を求める時に、地域住民というところと広く県民のいうところでは、参加の意識も仕方もみんな違っている。それをひっくるめて、県民と県とが協働するという書き方にしてしまうと、たぶん何も動かない。

#### 事務局

・ポリューム的には、まだどれだけになるということは決まっていないが、ご指摘のとおり、前半の現状の部分は、まだ足りないので、十分補強していかなければならないと思っている。

・いろいろご議論をいただいて、これより増えていくと思っている。

・今回は、具体的方策なので、もう少し具体面の記述も必要と思っている。

#### 座長

・個々の問題について皆さんのご意見をいただきながらまとめていきたい。

#### 委員

・特段の保護措置というのは具体的には何なのか分からない。

・条例を設けて監視する、物理的な囲いをして保護措置を講ずるとかが具体的な保護策だと思うが、出てくる表現が、条例についても、重要なテーマだということで、条例を作るのかも明記されていない。いつ作るのか、いつを目処にそういった方向を出していくのかということもない。

・推進員から情報集積があって、対策の改善等も行なわれていくので、推進員の役割についても、具体的な形を出していただきたいと思う。

#### 座長

・まず、基本的な考え方ということで、ご意見をいただきたい。

#### 委員

・保全と活用は一对で表現しないで、まず、保全しなければいけないところを明確に線引きするということが大切である。

・ただ、貴重だから保全、保護しようということではなくて、この部分については、こういうことで保全をする必要があるということを明示していく。

・人間がたずさわっていかないと保全されないものもある。遷移していくのが自然だという言い方もあるだろうが、それだと、最初のなぜ保全するかというところから外れてしまうので、保全のためにはこういう作業が必要だということは、一個一個に付けていかないと、保全・保護はできない。

・言葉だけで保全地域ですとか、保護地域ですということでは、守れない。

## 座長

・ 遷移の問題は、生物にたずさわっている人達なら、一番気にするところである。もう少し具体的な展開方法を示していく必要がある。

## 委員

・ 保全と活用というのは別のもののようにになっているが、保全地域だけでなく、現状の中で保全していく、管理をしながらも保全していくのも全部保全だし、森に手を入れながら行っていくのも一つの保全で、活用を別個に考えるのはちょっとおかしいのではないかという気がする。

## 委員

- ・ たまたま表現で逆になっているだけで、言っていることは同じだと思う。
- ・ 大前提として、自然を破壊するような活用は許されない。一方で、保全に参加する、活動を行なうという活用の仕方もある。
- ・ 人工林の活用と、貴重な湿地の活用では、同じ保全、あるいは活用といっても大分やり方が違ってくる。
- ・ ゾーン分けをして、ゾーンによって活用と保全の関わり方はそれぞれみんな違うということをも十分認識することが重要ではないか。

## 座長

- ・ 活用と保全とは分けて考えられない。同じことでも考え方で交差するというご意見をいただいた。表現をうまくしていく必要がある。
- ・ それでは、現状と課題のところ、説明をお願いしたい。

## 委員

- ・ 原案とどこが違っているかということ、例えば、私の修正案の上から4行目、「近年森林化が進行し、湿地も失われつつある」、「周辺にあった里草地は現在ほとんど失われている」。
- ・ 現状と言うからには、過去の状況がどうであって、それが現在どう変わりつつあるかということを押さえないと不十分である。どう変わりつつあるという現状を押さえたいうえで、どうするというのが出てくる。

## 座長

・ 植物もこれだけ詳しく書いていただくと、それに対応した動物のほうも書かなければならないと思う。あるいは、地形地質も、独特な不透水層があるためにできる湿地であるという特殊な湿地形成になっているので、もう少し詳しく書く必要が出てくると思う。

## 委員

・ 地形地質は、最近どう変わったということも無いだろうが、動物については、これは、あまりにもぶっきらぼうだと思う。

## 委員

- ・今、おっしゃられたとおり、動物についても少々書いていただきたい。
- ・例えば、海上の森が世間一般で問題になってから一番重要なテーマとして出てきたオオタカとか、海上の森の中で、人間との関係で一番今関わりが問題になっている、一部の写真マニアの方によってサンコウチョウの繁殖活動に影響が出ているといった点は、現状認識として必要じゃないか。

## 座長

- ・県と県民の関係、県民間のハードルだとか、協働作業であるとか、どのようにタイアップしていくか、具体的な考え方について、特段の保護の仕方とか、どういう考え方を盛り込んでいくのか、ご意見をいただきたい。

## 委員

- ・6ページの留意事項は、1番から5番までは比較的いいと思うが、6、7、8あたりはもう少し変えないと具合が悪い。
- ・例えば、6番の、「その回復・再生を図ることも必要である。」は、「も」じゃなくて「が」にする。
- ・特段の保護措置は具体的には「切れ」に尽きる。切れるのは能力的には点のような範囲であり、大半の地域は遷移に任せるしかない。
- ・7番の「控えるようにする」は弱すぎる。絶対禁止はちょっと強すぎるにしても、せめて「控える」にする。
- ・8番の「里山保全活動や自然観察会の実施に当たっては、負荷量を最小限にする。」は、もちろんそうだが、バランスが場所によって違うので、「里山保全活動や自然観察会を保全等重要な場所で実施する場合は自然環境への負荷量を最小限にする。」くらいにしておかないと、市民の活動を制約してしまうような気がする。

## 座長

- ・具体的な文章に入っていたが、内容その他についてご意見があったらお願いします。はいどうぞ。

## 委員

- ・移入種は、むしろこれは放逐を禁ずるだけでいい。禁じても放すやつがいっぱいいる。これは、最初から禁ずるにした方がいいという気がする。

## 委員

- ・中々禁ずるまでしてしまうとちょっときつい。例えばノリ面緑化で完全に本当に一切移入しないというのは難しい。

## 委員

・私たちの保全活用計画の前提以前のところで議論すべきことなので、ここに書くからそぐわない。書くなら別のところで。

## 委員

・書かないと分からない人もいるので、書く場合、「控える」でなく、やっぱり「禁止する」だろう。

## 委員

・書くのであれば現状のところで。

## 委員

・この中では触れられていないが、すでにたくさん入ってきている外来植物をどうするか決めておかないと、海上の森にも山ほどある。  
・それらが駆逐して最後はすべて無くなる。  
・湿地は森林化が進行している。手を加えないといずれ遷移して無くなって行く。見守れということなのか、20年後存在するように手を入れるのか。

## 委員

・このあたりは、地すべり地形の上に成立していて、本来湿地が消えるころには他のところで地すべりが起きて、そこが湿地になるはず。一方で治山工事はどんどん進んで、特に湿地の無いところは開発されて、もともと湿地ができる条件が失われている。だから、今ある湿地がなくなるのは自然だと言うのは、片手落ちである。

## 座長

・ある程度の伐採は止むを得ないという感覚をこの中に入れながら、湿地なら湿地を保全しなければならない。  
・例えば、豊橋の葦毛湿原は、手を入れながら守っている湿地の一つの見本であり、長山湿地は、遷移が進みつつあって、湿原がこれから消えていくんじゃないかという予測が見られるような場所である。  
・愛知県としての姿勢をきちんと出していく。この委員会としての結論でいいと思う。  
・委員会としてはこの湿原を現状維持して保護していくためにはどうすればいいかという形の文章にここはしておくべきじゃないかと思う。  
・その他移入種にしても、外来のものを持ち込んでそれを保全していく形が保全だと考える人も中にはあるから、今後、海上の森として、それを将来的に出来るだけ排除していくという進展の仕方を考えなければならない。  
・遷移との兼ね合わせで、ここでどういう具体策を立てなければならないか、基本的な問題を指摘する必要があるんじゃないかという気がする。

## 委員

・移入の問題は、全面的に否定したら自然環境は存在しない訳で、移入の是非ではなくて、比較的短いタイムスパンの中で人間の手によって明らかに導入されたものについては何とかしようという話であって、かなり個別具体的にこれはどうだあれはどうだと言っていないとしようがないと思う。一言の元に、禁止だとか何とかという文言では片付かない。

## 座長

・個別にということだが、あまり細かくここで規定する訳にはいかない。この中では全体が見わたせる限りの基本線を出していただきたい。

## 委員

・一言それを言わないとわからない人がいると考えれば、原則禁止。「原則」と書くとまた訳がわからなくなるので「禁止する」ということでもいいというのは、一つの手かもしれない。個別のことはまた別に考えるということ。

## 座長

・今いただいたご意見としては、全体に禁止という方向性でまとめていく。伐採も視野に入れなければならないというようなご意見をいただいた。

## 委員

・問題は、保全地域以外の所で、逆に遷移でなくなってしまう場所をどうすべきかということで、「特段」というのはこの中に盛り込む必要がある。

## 座長

・次の協働の問題も、県と県民という対立構造でやると色々問題が出てくるので、お互いが提案し合って、意見を交換し合いながら進めていく。

・市民間のハードルというようなことまで提言いただいたが、具体的にどう表現し、どう考えていくか、という形でご意見いただきたい。

## 委員

・市民の中に内在する様々な問題は、確かに小さくはない。しかもこの十数年のややこしい話をみんな引っ張っており、解きほぐすことは大変困難だが、それは市民自らの責任であって、ここで書き込むことではない。

・明日「海上の森の会」が立ち上がるが、そこで、県民・市民の側から見てどうだろうという話を今随分進めているが、それを待っているのではなくて、県として、県民に投げかけるべきもの、任せるべきもの、一緒にやるべきもの、そして、これだけは県が主導でやりますとはっきり言い切られるべきもの、というような区別をしておかないと、これをひっくるめてコラボレートというとならずいだらうという気がする。

## 委員

- ・ 2年前にできた岡崎市自然体験の森で、21, 22の団体で活動を始めたが、2年経って失敗だったということが分かり、今私どもの方でそれを構築し直すための講座を開いてくれと言われている。
- ・ きちんとルールづくりされていなくて、個々の会の活動になっており、岡崎自然体験の森全体の活動になっていないということが問題である。
- ・ キコリのグループは木を切ることを考える。炭焼きのグループは炭を焼くためにまた、木を切るということになっている。
- ・ 多分ここでも同じことが起きると思うから、ここはどのような場所で何のためにあるか、それに賛同できてその活動ができる人だけが参加すればいいという明確なルールをきちんと示さないといけない。

## 委員

- ・ やはり、梓は行政が責任もたなければいけないという気がする。
- ・ 10年後100年後のユーザーは、現在やっていることに対して、絶対発言することはできないから、現在の世代の選択が将来の世代の選択を制約するような場合には、基本的に専門家なり行政なりが長期的な判断をすることになる。それが制約しないか、あるいは、目くじらを立てるほどでない場合には、基本的にはユーザーが自由にしてよいというのが大原則である。そういう点で、行政の役割と市民の役割はきちんと分けるべき。

## 座長

- ・ 継続的な調査も、もちろん、行政だけでなく市民も参加しなければならないが、方向としては、行政がある程度サポートしないと継続的な調査という形が成り立っていかないのではないかと思う。
- ・ 推進員、指導者の養成までいろいろ考えられているが、行政の役割はこういうところに、おぼろげながら出てくる。

## 委員

- ・ 県民が主体となった保全活動ということが書いてあるが、県民が主体で、例えば、自称で推進員をやると、すぐにトラブルが起きる。
- ・ 推進員はどのような性格のものなのか。有償無償とか、県が推進するものなのか、何らかの権限を行使できるのか、ある程度は、強制力というか、そういうものが無いと対応できない場合もあると思う。
- ・ 鳥獣保護員という制度との兼ね合いもあり、もう少し推進員というものはどういうものなのか、明示していただいた方がいいと思う。

## 座長

- ・ 推進員をどういう形にするかという方向性が求められるというご意見をいただいた。指導者、スタッフの養成とも関わってくる。

## 委員

・「推進員の設置などによりマナーの普及を充実させる」という文章の意味がよく分からない。県民がやるのか。県の側のスタッフがやるのか。

## 事務局

・これは、県民にお願いするということである。

## 委員

・それならボランティアレンジャーなので、どれくらいの権限で何ができるかを相当詰めておかないといけない。

## 座長

・今回の方向方策を推進する上において、将来的にはこれを総括する条例の方に進まなければならないと思うので、条例との関わりでどこまで明示できるのかも含めて方向性を出すと良くわかるようになる。

## 事務局

・マナーを徹底させることで、監視という方法は取らずにやっていきたい。権限等については、今後検討したいと思っている。

## 座長

・県民が推進員を行うのも難しい問題だが、県が職員を派遣する場合には、これをやっていけないという「べからず衆」になってしまう。

・県民参加でという形で基本的なマナーを守ることができるかが一番大きな問題として、今後浮上してくる。

・前向きな方向で、どうしたら推進員をボランティアに任せて、上手く進展できるにはどうしたらよいか、この先いろいろ考えていく必要がある。

## 委員

・ルール、マナーのところだけで推進員を置くという記入がされているが、実際には海上の森で様々な活動するリーダーなり活動者が出てくる訳で、ある人はマナーだけで自然のことは知らないというのではおかしい。

・5番目の指導者の育成のところでは当然、推進委員が果たすべき役割を基本的にもった資質の人ばかりが集まってこれらと思うが、そういう意味では、4と5をもう少し整理していただけるとありがたい。

## 座長

・指導者は推進員と一体的なものになると思っており、併せて検討すべきとは思っている。

## 委員

- ・今無数に踏み分け道があるが、止めてしまった方がいいという道を止めていくのも保全の大事な作業である。それをきちんと検討していける組織を作っていく。
- ・観察会をするのであれば、このエリアには入らないという線引きで、立入制限というルールもきちんと決めていかないといけない。
- ・立入制限は、権利を剥奪されるような表現だが、逆に立入制限によって守れるものがたくさんあるということを認識しないといけない。
- ・人間がもうちょっと謙虚になり、少し我慢すれば守れるものがあれば、守ろうということを教えていかないといけない。
- ・道を止める、踏み分け道を止めるとか、このエリアは鳥の繁殖期間は立入禁止エリアだよとか、肌理の細かいものを入れていただけるといい。

## 座長

- ・立入制限についてもう少し肌理の細かい記述をということは当然のことだが、今回の全体としては、大綱を示すということなので、そのことも考慮に入れながら、案という形を作っていたきたいと思う。

## 委員

- ・スタッフの養成の中で、ここまでのことをやっていく、養成をしていくという基本姿勢を出していかないといけない。
- ・個々によって皆考え方が違うと困る。全体として統一した研修を受け、基本的なことは教えておく必要がある。
- ・いくつかの段階の指導者を将来的に整えていくかということが必要だ。

## 座長

- ・推進員、指導者というものをどう考えていくかという基本的な線だけは押さえていかなければいけないというご意見だと思う。

## 委員

- ・「万博、新住、名古屋瀬戸道路アセスメント調査の資料を可能ならば販売して欲しい」という意見は大切な意見だと思う。この意見はもっと積極的に受け止めていいのではないかと思う。
- ・販売を目的としていない資料なので、アレンジメントは必要だと思う。
- ・今まで蓄積されてきた情報を整理してまとめるというのは重要な課題だ。

## 委員

- ・これまでの蓄積を会として集約して、それを公開していくことも、県民組織「海上の森の会」としての仕事ではないかと思っている。
- ・それを県にお願いするだけではダメで、私共の方でもきちんと整理して、拠点施設ができればそこを活用して公開していく。

・それまでに準備を進め、活動の中に入れたい。今皆でやろうと思えばできることもあるので、その準備をしている。

#### **座長**

・情報公開条例で手続きを踏めば見ることができるのか。

#### **事務局**

・公開はされている。アセスの資料については、販売目的では作られていないので販売はできないが、情報提供という対応は可能である。

#### **事務局**

・来年度以降、拠点施設開館に向けて、色々な資料を収集、整理しながら、分かりやすい資料へ生かして公開できるように手掛けていきたい。そういう方向で進めている。

#### **委員**

・この意見をそのまま受けるのではないにしても、積極的に受け止めていただきたい。

#### **座長**

・アセスメントは色々な形で、行われており、県の中でも部を越えて色々なところで行われているが、海上の場合には海上というまとまりで出てくる。

・万博協会との関係も出てくると思うので、調整して、要望にこたえられる形をとっていただきたい。

・これは一つの方策なので、お考えいただくということをお願いしたい。

・このあたりで、傍聴者の意見として、2人ほどご意見をいただく。今回の討議に直接関わる事で御意見をいただきたい。

#### **傍聴者**

・保全活用や維持管理というものに県民の参加ということを、相変わらず訴え求められているが、協働というものはそういうものではないはず。

・県民と県と行政区域内の瀬戸市が一から議論を立ち上げていくのが協働であり、参加を求めるのが協働ではないと考えている。

・必然的に、自分たちのものとして県民が関心を持って参加し、学習して向上していこうという結果が生まれてくると思う。色々な意見が出ているので、それを一つにまとめていく作業もその中でできると思う。

#### **傍聴者**

・海上の森の保全について、自然環境保全地域を拡大する事が必要だと思う。要件があってできないという説明が出ているが、何故できないのか公表していただきたいと思うし、自然環境保全地域を広くとることが、海上の森の保全のいい方向になるんだろうと思う。

- ・地権者、住民、現実に生活している人の問題点が触れられていない。その点をどうするのか、協働するというのであれば、事前に計画を知らせる、そのうえで理解を求める作業が必要であるので、その点も明記すべき。

- ・海上の森の全体の保全をするということの中に環境教育、環境活動と言うことが含まれているのであれば、はっきりとそういう形で明記すべき。海上の森の保全と保護ということで明確に取り組むということで、活用ではなく保護という形で取り組んでもらいたい。

#### **傍聴者**

- ・県は何々をするという明確な宣言がこの中にはないような気がする。あそこの森全体をどういうふうに考えていくのか、もう少し具体的にはっきりさせておくべきじゃないかと思う。

- ・博覧会協会がムササビの調査とかを行っているが、博覧会協会が終わってしまったら死蔵されてしまうデータでは困るので、県が受け継いであそこでムササビの生息をどうするのかという責任があるので、県としては要求して受け継いで今後のために生かしていただきたい。

#### **座長**

- ・委員の先生からいろいろな意見をいただいたので、県の方でまとめていただき、次には、具体的な案として提出いただきたい。

- ・委員の方々にはさらにお気づきのことを文書なりで、事務局の方に申し入れいただければと思う。

#### **委員**

- ・次回が最後となるが、今日かなり踏み込んだ意見が出ており、それを取りまとめたものが次回最終案としてぼんと出てきて、さあ了承しようという訳にはいかないと思う。会議が1回であるとしても、事前にやり取りする、少なくとも委員の間で意見のやり取りする機会を設けていただきたい。

#### **事務局**

- ・今日はいろいろご議論をいただきありがとうございました。

- ・まだ、補強しないといけないところがあるので、次回で最終回という事になるのでその間十分調整をさせていただきたい。

- ・その間に1回設けるか、または個別にやらせていただくか検討する。

#### **座長**

- ・今日のご協力いただきまして、いろいろな意見も出たが、今後保全と活用をよりよい方向でまとめていく。

- ・これで会を終了させていただく。事務局のほうへ司会をお渡しする。

#### **事務局**

- ・どうもご議論ありがとうございました。

・次回については、また、ご案内させていただく。その間に、どうするかについては、事務局のほうで詰めてまたご連絡させていただく。

・長時間のご議論ありがとうございました。

・閉会